

【重要】一時預かり事業 ご利用料金改定のお知らせ

保護者の皆様へ

日頃より、本市の行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、令和8年4月1日より、一時預かり事業の料金体系を改訂させていただくことになりました。一時預かり事業を将来にわたり安定的に提供していくため、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

■ 改定内容(令和8年4月1日より)

これまでの2段階制から、利用した時間分だけをお支払いいただく時間単位制へと変更します。

改定前	改定後(令和8年4月1日~)
4時間以内: 800円 4時間超過: 1,500円 ※18時を超えた場合は別途200円追加	1時間あたり 300円

【利用料金の比較例】

2時間ご利用の場合: (現行)800円 →(新) 600円

4時間ご利用の場合: (現行)800円 →(新) 1,200円

8時間ご利用の場合: (現行)1,500円 →(新) 2,400円

■ なぜ、料金を見直す必要があるのでしょうか?

1. サービスに対する利用料金の公平性を図るため

利用時間に応じた公平なご負担をいただくことに加え、令和8年4月1日から実施する新しい通園制度「こども誰でも通園制度」※の料金体系と足並みをそろえることで、混乱なくサービスを利用できる環境を整えます。

2. 一時預かり事業を未来へつなぐために

現在の料金では、事業を担ってくださる保育園等の負担が大きく、将来に渡ってサービスを継続していくために料金を改定させていただきます。

※こども誰でも通園制度:

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に 対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。保護者の就労要件を問わず、保育所等に通っていない0歳6ヶ月から満3歳未満のお子さんが月10時間まで利用できます。 詳細は市ウェブサイトをご覧ください。



こども誰でも通園制度市ウェブサイト

【お問い合わせ】各務原市 こども政策課 (一時預かり事業担当)

電話:058-383-1555 (平日 8:30~17:15)